

○松江市上下水道局入札執行要領

(趣旨)

第1条 上下水道局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等及び物品の売買、借入れ、修繕、製造の請負、役務の提供等(以下「建設工事等」という。)の契約に係る競争入札の公正な運営を図るため、建設工事等の入札の執行については、松江市上下水道局の契約に関する規程(平成17年松江市水道事業管理規程第23号)その他法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(入札執行者等)

第2条 入札の執行は、総務課長が指定した入札執行者1名及び入札事務担当者1名以上で行うものとする。

2 入札執行者は、入札に必要があるときは、入札事務に関係のない者の立会いを求めることができる。

(予定価格調書等の保管)

第3条 入札執行者は、予定価格調書等の関係書類を入札執行まで、確実な方法で保管しなければならない。

(入札の公示又は通知)

第4条 入札執行者は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)等により一般競争入札の公告、指名競争入札の通知書、仕様書等入札に付する事項その他の必要な事項を公示又は通知するものとする。

2 予定価格を事前公表する場合は、前項の公告又は通知書に記載するものとする。

(資格確認申請書等の提出)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システム又は書面により競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料等を提出するものとする。

(入札室での禁止事項)

第6条 入札執行者は、入札の開始に先立ち、入札者に対し、次の各号に掲げる事項を申し渡し履行させなければならない。

- (1) 入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずること。
- (2) 入札執行中は、入札執行者が特に認めた場合を除き、入札室の出入りを禁ずること。
- (3) 入札執行中は、入札者等の私語、放言等を禁ずること。

(入札の開始)

第7条 入札執行者は、入札の執行にあたっては、入札を開始する旨を宣言するものとする。

2 入札執行者は、書面による入札の開始に先立ち、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) 入札者の出席の有無
- (2) 代理人入札の場合には、委任状の提出の有無
- (3) 入札者又は代理人と、他の入札者又は代理人との重複の有無

3 入札執行者は、入札の開始に先立ち入札者がいないときは入札を取りやめるものとする。

(入札書の提出)

第8条 電子入札システムによる入札書の提出は、入札書提出日時の期間内に行わせるものとする。

2 書面による入札書の提出は、郵便入札による場合を除き開札日時に入札箱に書面を投入させることによって行わせるものとする。

3 入札執行者は、入札者が提出した入札書は、理由のいかんを問わず書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の辞退)

第9条 一般競争入札の資格確認通知又は指名競争入札の指名通知を受けた者（以下「入札候補者」という。）は、郵便入札による場合を除き、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札候補者の入札執行前に入札辞退は、電子入札システムにより提出するか若しくは書面により入札辞退届を総務課へ直接持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)するものとする。

3 入札者の入札執行中における入札辞退は、電子入札システムにより提出するか、書面により入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札箱に投入させるものとする。

4 入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の入札等において不利益な取り扱いをしてはならない。

(開札)

第10条 入札執行者は、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて開札しなければならない。

この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

2 前項にかかわらず、電子入札システムによる開札は、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

3 書面による開札は、入札書の記入事項等内容を確認した後、入札者の商号又は氏名、入札価格を読み上げて公表するとともに、入札調書に記録しなければならない。

4 入札執行者は、開札した結果、無効、失格又は辞退札がある時は、当該入札者に通告しなければならない。

(予定価格調書の開封)

第11条 予定価格調書は、予定価格を事前公表した場合を除いて開札時に開封し、入札価格と照合、確認するものとする。

(入札の無効等)

第12条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (1) 入札者の資格又は入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札者が不正の利益を得るため連合して入札したとき。
- (3) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (4) 1件の入札について、同時に2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札書の金額を加除訂正したとき。(訂正印が押されているものを除く)
- (6) 入札書に記名押印又は日付を欠いたとき。
- (7) 入札書が誤字・脱字等で意思表示が不明瞭なとき。
- (8) 内訳書等添付書類の不備があったとき。
- (9) 再度入札において、前回の入札の最低価格以上の入札をしたとき。
- (10) 公告及び指名競争入札の通知書に定める提出先・日時・方法等を遵守しない入札をしたとき。
- (11) 予定価格を事前公表した場合において、当該予定価格を超える金額で入札をしたとき。

2 最低制限価格を定める入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、落札外とする。

(落札及びくじ)

第13条 入札執行者は、適正な入札で、契約の目的に応じ予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項にかかわらず、最低制限価格を定める入札にあつては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項にかかわらず、低入札の調査基準価格を定める入札にあつては、予定価格の範囲内で当該入札に係る工事を適正に履行できると認められる者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

4 入札執行者は、落札者となる入札があるときは、直ちに入札者の商号又は氏名、入札金額を宣言して、落札者を決定しなければならない。

- 5 入札執行者は、落札となる同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにより電子くじを行うか、又は当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 6 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わり当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(予定価格の公表)

第14条 入札執行者は、予定価格を事前公表しなかった建設工事等について、予定価格を落札者の決定後に公表するものとする。ただし、松江市上下水道事業管理者が予定価格を公表しないことが適当であると認めた建設工事等については、予定価格を公表しないことができるものとする。

(落札決定の保留)

第15条 入札執行者は、次に掲げる事由により落札決定を保留する必要があるときは、落札決定を保留した旨を、電子入札システム又は書面により入札参加者に通知するものとする。

- (1) 総合評価方式の入札において、評価値を決定するとき。
- (2) 事後審査型一般競争入札において、落札候補者の競争参加資格等を確認するとき。
- (3) 低入札価格調査を実施するとき。
- (4) その他入札執行者が必要と認めるとき。

(再度入札)

第16条 予定価格を事前公表していない建設工事等について、入札執行者は、落札となる価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、第12条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定のいずれかに該当する入札を行った者は、入札に参加させることができない。

- 2 再度入札の回数は、建設工事は1回、建設コンサルタント業務等及び物品の売買等は2回までとする。
- 3 入札執行者は、再度入札に参加する入札者がいないとき、又は再度入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて入札を行うことができる。

(再度公告入札等)

第17条 予定価格を事前公表し入札者がいないとき或いは前条第3項により入札を打ち切ったとき、入札金額内訳書を提出させている入札にあつては、応札者の入札金額内訳書と設計金額を比較するなど、発注担当課において業者見積と予定価格の違いについて精査、確認するものとし、改めて入札を行うときは、その分析結果に基づき、設計変更、入札参加資格条件の変更又は指名業者の入れ替え等を行うものとする。

(随意契約)

第18条 再度公告等により入札を行っても落札者がいないとき、又は特別の事情がある場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を行うことができる。この場合において、契約保証金及び履行期限を除くほか入札のときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

(入札の延期、取り止め)

第19条 天災、地変等により入札の執行が困難なとき、又は不正な行為等により入札が適正に行われない恐れがあるときその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができる。

2 前項の規定により入札を延期する場合は、延期の理由及び延期後の入札日を一般競争入札にあっては公告し、指名競争入札にあっては参加者に通知するものとする。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、入札の執行に関して必要な事項については松江市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領、松江市上下水道局建設工事関連業務委託低入札対策実施要領、松江市上下水道局電子入札運用基準、松江市上下水道局郵便入札事務取扱要綱、松江市上下水道局建設工事等予定価格事前公表試行要綱その他通知の例による。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。